

諸外国における情報保全制度の比較（セキュリティ・クリアランス制度等①）

		アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
根拠		大統領令第13526号 等	政府セキュリティ基準 等	連邦保安審査に関する機密事項の保護に関する法律、秘密情報保護一般行政規則 等	防衛法典、国防秘密保護に関する省庁間一般通達第1300号 等	セキュリティポリシー、セキュリティマネジメントの指針 等	保護的保全方針枠組み 等
情報区分	クリアランス対象情報（注1）	Top Secret 不当な開示が国家安全保障に著しく深刻な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Top Secret 英国又は同盟国の国家安全保障を直接支え、又は脅かす著しく機微な情報であって、あらゆる脅威からの保護に係る極めて高度な保証を要するもの	Streng Geheim 許可のない者が知ることによって国又は州の存立又は死活的利益を危険に晒し得るもの	Très Secret 漏洩又はアクセスが防衛及び国家安全保障に著しく深刻な結果をもたらし得るもの	Top Secret 不当な開示が国益に著しく深刻な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Top Secret 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に著しく深刻な損害を与えると予想し得るもの
	Secret級	Secret 不当な開示が国家安全保障に重大な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Secret 非常に機微な情報であって強力な組織犯罪集団や国家主体等の高度な能力を有する脅威からの保護を要するもの	Geheim 許可のない者が知ることによって国又は州の安全保障を危険に晒し、又はその利益に重大な損害を与え得るもの	Secret 漏洩又はアクセスが防衛及び国家安全保障に損害を与え得るもの	Secret 不当な開示が国益に重大な損害を与えると合理的に予想し得るもの	Secret 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に重大な損害を与えると予想し得るもの
	Confidential級	Confidential 不当な開示が国家安全保障に損害を与えると合理的に予想し得るもの	※ 2014年に見直し（以前は Confidential の区分が存在）	VS-Vertraulich 許可のない者が知ることによって国又は州の利益に害を及ぼし得るもの	※ 2021年に見直し（以前は Confidentiel Défense の区分が存在）	Confidential 不当な開示が国益に限定的又は中程度の損害を与えると合理的に予想し得るもの	Protected 機密性が損なわれることにより国益、我が国の組織又は個人に損害を与えることが予想し得るもの
	情報（注2）	Controlled Unclassified Information	Official-Sensitive	VS-Nur Für Den Dienstgebrauch	Diffusion Restreinte	Protected	Official-Sensitive

クリアランス対象情報の範囲・分野	①軍事計画・兵器システム又は軍の運用 ②外国政府情報 ③インテリジェンス活動・情報源・方法又は暗号 ④機密情報源を含む連邦政府の外交関係又は対外活動 ⑤国家安全保障に関連する科学的・技術的・経済的事項 ⑥核物質又は核施設の防護策のための政府プログラム ⑦国家安全保障に関連するシステム・設備・インフラ・プロジェクト・計画・防護サービスの脆弱性又は能力 ⑧大量破壊兵器の開発等	Top Secretの漏洩は次をもたらす／脅かす。 ①広範な人命損失 ②英国又は友好国の国内治安 ③国際的な緊張 ④英国又は同盟国の軍隊の有効性又は安全性 ⑤友好国との関係 ⑥安全保障活動又は諜報活動の継続的な有効性 ⑦英国経済への長期的な損害 ⑧重大な組織犯罪を捜査又は起訴する能力 ※Secretにも同様の類型あり	公共の利益のため、特に連邦又は州の福祉を保護するために秘匿する必要のある事実、物又は知見	「国防秘密」（政治、軍事、外交、科学、経済、産業等の分野で用いられる）	各省の判断により個々に情報の分類及び指定を実施	対象情報の漏洩は次の事項を脅かす。 ①個人の安全等 ②政府組織の能力、資産、法執行・政策遂行能力等 ③国の経済 ④国のインフラ ⑤国際関係 ⑥治安・国防・インテリジェンス活動
権限者	大統領、副大統領、大統領が指名した行政機関の長、委任された政府職員が指定	各省庁・部局が、クリアランス対象情報に関する政策を執行し、指定	部局又はその被授権者が指定	大統領、首相、大臣等が指定の条件を定める当該条件に従い作成者が指定	各省が分類及び指定	機関を代表して情報を生成又は準備することに責任を有する者が指定

（備考） 2023年3月時点の政府HP等を基にした事務局まとめ。各国制度は現在進行形で変更されているものがあり、また、全ての情報が公開されている訳ではない等から、上記が最新とは必ずしも限らない。

（注1） アメリカにおけるC I（Classified Information）に相当する情報。

（注2） 取扱いのためC I相当のいわゆる「クリアランス」までは要しないが、取扱いに注意すべき情報として、一定の保全措置や調査が必要とされ得るもの。

諸外国における情報保全制度の比較（セキュリティ・クリアランス制度等②）

	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	カナダ	オーストラリア
根拠	大統領令第13526号、第12968号、保全行政責任者指令6号等	英国政府人的保安全管理 等	連邦保安審査に関する前提及び手続並びに機密事項の保護に関する法律 等	防衛法典、国防秘密保護に関する省庁間一般通達第1300号 等	セキュリティスクリーニング基準 等	保護的保全方針枠組み 等
クリアランス付与の対象者	原則として、米国市民である政府職員、契約事業者、ライセンス、認定資格保有者、政府機関からの助成金受領者	クリアランス対象情報へのアクセスを必要とする一定の役職に就く者 ※全ての公務員・軍所属者・政府の臨時職員・政府請負業者は基礎的調査基準（BPSS）に基づく調査に服する	安保上機微な活動を行うことを託される者 ※クリアランス対象情報へのアクセス権を有する又はアクセスし得る者、国際機関のクリアランス対象情報へのアクセス権を有する又はアクセスし得る者 等	クリアランス対象情報へのアクセスを必要とする役職を特定する一覧表に掲げられた役職に就く者	連邦政府内の役職者及び政府のセンシティブ情報を共有する必要があるその他の個人 ※その他の個人：政府と一定の契約・臨時採用等の手続きを経た者	原則として、公務員採用要件を満たし、クリアランス対象情報へのアクセスを必要とする職務に就くこととなるオーストラリア国民
民間人	政府との契約等によりクリアランス対象情報に触れる場合、民間人にもクリアランスが付与され得る					
区分	① Top Secret へのアクセス資格 ② Secret へのアクセス資格 ③ Confidential へのアクセス資格	① Top Secret へのアクセス資格（Developed Vetting） ② Top Secret への限定的アクセス及び Secret へのアクセス資格（Security Check） ※上記のほか、 Secret への限定的アクセス及びその他公文書全般へのアクセス資格であるBPSS、テロ関係及び空港関係ポストに関するアクセス資格があり、一定の調査が要求される	① Streng Geheim へのアクセス資格 ② Geheim へのアクセス資格 ③ VS-Vertraulich へのアクセス資格	① Très Secret へのアクセス資格 ② Secret へのアクセス資格	① Top Secret へのアクセス資格 ② Secret 及び Confidential へのアクセス資格 ※ Secret レベルと Confidential レベルで資格上の区別なし ※上記のほか、Protectedへのアクセス資格であるReliability Statusがあり、一定の調査が要求される	① Top Secret へのアクセス資格 ② Secret へのアクセス資格 ③ Protected へのアクセス資格
有効期間	① 5年又は6年 ② 10年 ③ 15年 (注)	① 7年 ② 10年 ※BPSS：更新不要 ※テロ関係ポストに関する適性評価：10年 ※空港関係ポストに関する適性評価 5年	原則10年 ※ 5年後に申告書再提出	① 5年 ② 7年 ※上記は調査機関による評価の有効期間 これを上限としてクリアランスの有効期間を決定	① 5年 ② 10年 ※Reliability Status: 10年	① 7年 ② 10年 ③ 15年

（備考）2023年3月時点の政府HP等を基にした事務局まとめ。各国制度は現在進行形で変更されているものがあり、また、全ての情報が公開されている訳ではない等から、上記が最新とは必ずしも限らない。
（注）アメリカでは、有効期間の変更や、区分間での統一が現在進行形で議論されている。また、2018年より有効期限に関わらず政府内データベース等を用いた継続調査が一部実施されており、将来的には政府全体で実施予定。